

農地売買契約書

農地所有者〇〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と買受人〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、次のとおり農地の売買契約を締結する。

（契約の成立）

第1条 甲はその所有にかかる後記記載の農地（以下「本件農地」という。）を農地法第5条による許可を条件として乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 本件農地の売買代金は金〇〇〇〇〇万円也とする。

（農地法申請）

第3条 本契約締結後甲及び乙は遅滞なく農地法第5条の規定による許可を申請するものとする。

（制限物権の消滅）

第4条 甲は、本件農地について乙の使用を妨げる抵当権その他の権利があるときは、これを消滅させるものとする。

（登記・農地法等の申請手続）

第5条 所有権移転登記の申請及び農地法第5条の規定による許可の申請手続は乙が行うものし、甲はその手続に必要な書類をあらかじめ乙に提出するものとする。

(売買代金の支払方法)

- 第6条 乙は、第3条、第4条及び前条の行為が完了したときは、契約保証金として、金〇〇〇〇〇万円也を甲に支払うものとし、同保証金は農地法第5条の許可があったときに売買代金の一部に充当するものとする。
- 2 売買代金の残額は、本件農地に関する甲の使用を妨げる一切の権利を乙が消滅させ、甲より乙への所有権の移転登記が完了したときに支払うものとする。
- 3 売買代金の残額は、前項の手続を終った後、甲より乙への請求があった日から〇〇日以内に支払うものとする。

(完全なる所有権の移転)

- 第7条 甲は、農地法第5条の許可があった後、当該所有権の上に一切の権利を存在させない状態で本件農地を乙に引き渡すものとする。

(公租公課)

- 第8条 本件農地に対する公租公課については、乙が引渡しを受ける日の前日までの原因で発行された徴税令書、納税告知書等によるものはこれを甲の負担とする。

(その他の負担)

- 第9条 甲は、第2条に定める売買代金以外には、名目のいかんを問わず、乙に負担を与えない。

(不許可の場合の取扱い)

- 第10条 本契約が農地法第5条の許可が得られないために履行できないこととなった場合には、甲は既に受領した契約保証金を乙に返還し、本契約は解除するものとする。

(協議事項)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約につき解釈上疑義を生ずる事項があったときは、その都度甲乙協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

農地所有者（甲）

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 〇〇〇〇〇 印

買受人（乙）

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 〇〇〇〇〇 印

物件の表示

①

所 在 都道府県市区町村

地 番 〇〇番地

地 目 畑

地 積 〇〇ヘクタール

②

所 在 都道府県市区町村

地 番 〇〇番地

地 目 畑

地 積 〇〇ヘクタール